

科学的な質的研究のための 質的統合法(KJ法)と 考察法(I)

本号と次号の2号にわたり、「質的統合法(KJ法)」について紹介する。

「質的統合法(KJ法)」は、登録商標ともなっている「KJ法」の創案者・川喜田二郎博士が主宰する研究所で20年間、その研究と普及に従事した山浦晴男氏が、創案者を尊重するため出典を明示しつつ、原典の「KJ法」とは異なる部分があることから、機能名称と出典表示名称を併記して命名した研究方法の1つである。山浦氏は、「質的統合法(KJ法)」を、伊藤氏の言説を引きながら『説明のついていない』不規則的現象群を『仮構的に解説』して『有意味で合理的な全体像として把握する』方法であり、すなわち『仮構築』の方法である」と紹介している。看護研究の領域においても、千葉大学看護学部を中心に、10年以上にわたって用いられてきたものである。

本号では、その「質的統合法(KJ法)」の看護学研究における位置づけを提示した上で、理論と分析プロセスを解説し、実際の研究例を提示する。次号ではさらに、「質的統合法(KJ法)」に基づいた研究例の紹介ばかりでなく、その過程を振り返った看護研究者のコメントを通じて、理解を深められる構成を予定している。

『看護研究』編集室